

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会

第 1 回総務企画専門委員会

1 日 時

令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 1 5

2 場 所

甲南地域市民センター 3 階大会議室

3 出欠状況

出席者 2 5 名

代理出席者 1 名

欠席者 4 名

4 内 容

〈説明事項〉

- ①第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会の概要および甲賀市開催競技、開催予定施設
- ②専門委員会の役割
- ③総務企画専門委員会名簿

〈議 事〉

- ①第 1 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市広報基本計画（案）
承認
- ②第 2 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市市民運動基本計画（案）
承認
- ③第 3 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接伴基本計画（案）
承認
- ④第 4 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要綱（案）
承認

〈視察報告〉

先催県取組事例（R 4 いちご一会とちぎ国体）

〈その他〉

質問・意見等なし

會議風景



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会

第1回総務企画専門委員会



**KOKA
CITY**



湖国の感動 未来へつなぐ

わた**SHIGA**輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 **2025**

目 次（次第）

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 説明事項

第1号説明

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の概要および
甲賀市開催競技、開催予定施設 . . . P.1

第2号説明

専門委員会の役割 . . . P.5

第3号説明

総務企画専門委員会名簿 . . . P.11

4. 議 事

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市広報基本計画（案） . . . P.12

第2号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市市民運動基本計画（案） . . . P.14

第3号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接待基本計画（案） . . . P.16

第4号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要項（案） . . . P.17

5. 視察報告

第1号報告

先催県取組事例（R4いちご一会とちぎ国体） . . . P.24

6. 閉 会

（参考資料）

資料1 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催基本方針

資料2 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画

資料3 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の概要

1. 国民スポーツ大会の開催概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

(1) 大会名称：第79回国民スポーツ大会

愛称：わたSHIGA輝く国スポ

大会スローガン：湖国の感動 未来へつなぐ

マスコットキャラクター：



(2) 開催年：令和7年（2025年）

<参考>

令和3年（2021年）	三重県	※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止
令和4年（2022年）	栃木県	
令和5年（2023年）	鹿児島県	※特別大会（令和2年より延期）
令和6年（2024年）	佐賀県	

(3) 大会会期：令和7年9月28日（日）～10月8日（水） 11日間

令和4年7月開催の公益財団法人日本スポーツ協会理事会にて決定

(4) 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町です。

(5) 総合開・閉会式

彦根総合スポーツ公園陸上競技場

(6) 実施予定競技

正式競技 37競技	本市開催	軟式野球（成年男子） 【甲賀市民スタジアム】 本市開催日程 10/4（土）～6（月）	県内5市町 （近江八幡市、草津市、守山市、東近江市、日野町）と共催
		ゴルフ（少年男子） 【ベアズパウジャパンカントリークラブ】 本市開催日程 9/28（日）～30（火）	
		サッカー（少年女子・少年男子） 【水口スポーツの森陸上競技場】 本市開催日程 10/3（金）～5（日）	少年女子は大津市と、少年男子は守山市と共催
	他市町開催	陸上競技、水泳、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、トライアスロン、ボクシング	
特別競技 1競技	本市開催	高等学校野球（軟式） 【甲賀市民スタジアム】 本市開催日程 9/29（月）～10/2（木）	高島市と共催
	他市町開催	高等学校野球（硬式）	
公開競技 7競技	本市開催	グラウンド・ゴルフ 【水口スポーツの森】 本市開催日程 9/13（土）～14（日）	
	他市町開催	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック	
デモンストラ ーション スポーツ	本市開催	ソフトバレーボール、カローリング 【水口体育館】	
	他市町開催	スポーツ拳法、インディアカ 等	

※競技会会期は、令和4年12月に開催された（公財）日本スポーツ協会国民体育大会委員会において決定されました。

2 全国障害者スポーツ大会の開催概要

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

(1) 大会名称：第24回全国障害者スポーツ大会

愛称：わたSHIGA輝く障スポ

スローガン：湖国の感動 未来へつなぐ

マスコットキャラクター：



(2) 開催年：令和7年度（2025年）

<参考>

令和3年（2021年）	三重県	※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止
令和4年（2022年）	栃木県	
令和5年（2023年）	鹿児島県	※特別大会（令和2年より延期）
令和6年（2024年）	佐賀県	

(3) 大会会期：

令和7年10月25日（土）～27日（月）

(4) 主催

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および会場地市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

(5) 総合開・閉会式

彦根総合スポーツ公園陸上競技場

(6) 実施予定競技

正式競技 14競技	本市開催	フライングディスク（身・知） 【水口スポーツの森陸上競技場】	単独開催
		ボッチャ（身） 【水口体育館】	単独開催
	他市町開催	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、ボウリング、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー	
オープン 競技		知的障害者バドミントン、スポーツウェルネス吹矢、ゴールボール等	滋賀県、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（令和4年5月11日施行）第13条第5項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会常任委員会からの付託事項又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人の権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

附則

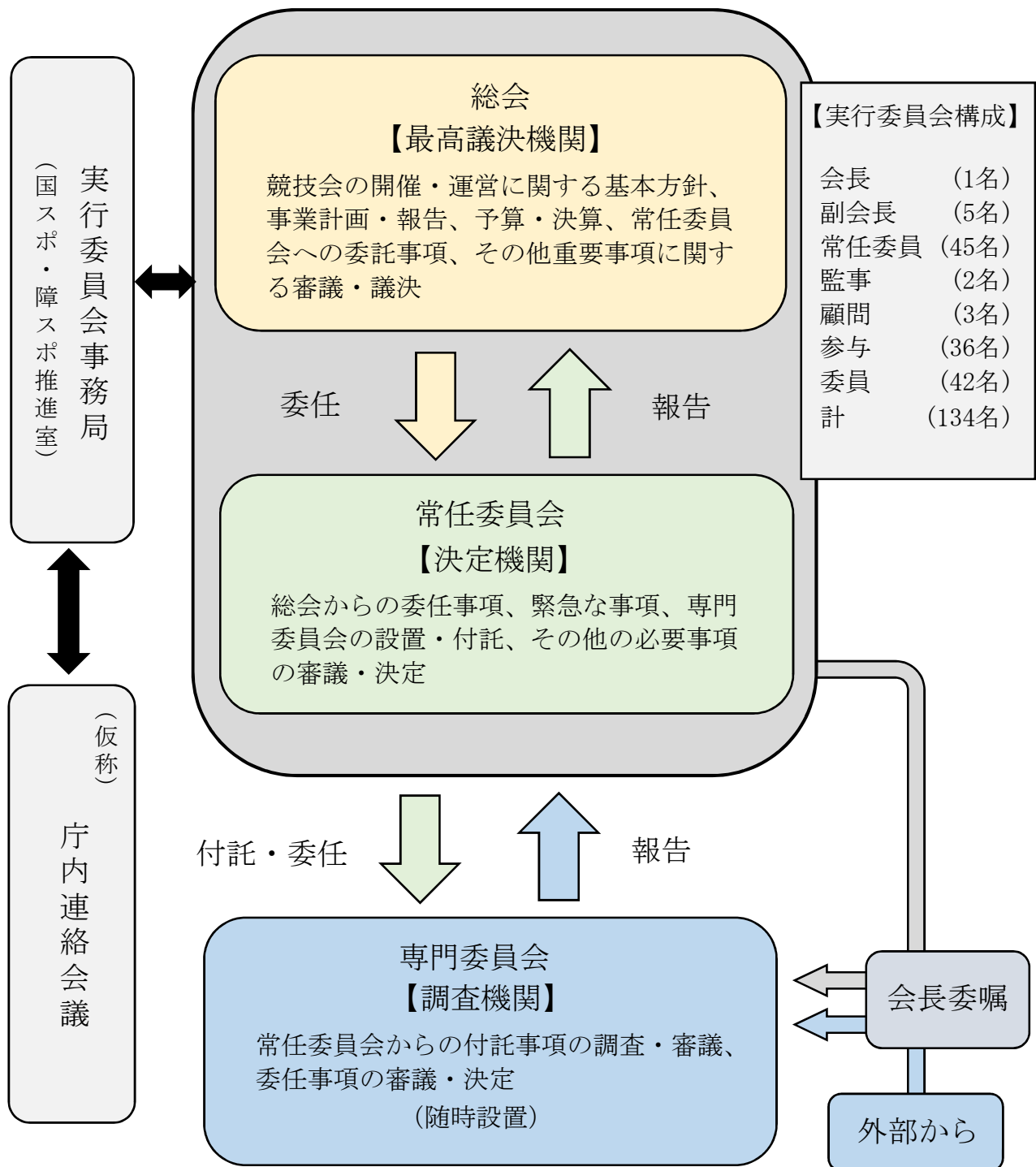
この規程は、令和4年5月11日から施行する。

この規程は、令和5年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関する事。 2 財務に関する事。 3 広報に関する事。 4 市民運動に関する事。 5 歓迎及び接伴に関する事。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関する事。 2 医事及び衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
輸送交通・警備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関する事。 2 警備及び消防防災に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
組織図



- 【専門委員会】 ※委員会名は仮称
- 総務企画専門委員会 (総合計画・広報計画、市民運動推進、歓迎・接伴等)
 - 競技式典専門委員会 (競技運営計画、競技施設整備計画等)
 - 宿泊衛生専門委員会 (宿泊計画、配宿、医療救護、食品衛生、環境衛生等)
 - 輸送交通・警備専門委員会 (輸送計画、交通、警備、消防防災等)

《専門委員会の役割》

専門委員会は、常任委員会からの委任事項を審議・決定し、その結果を常任委員会へ報告します。

「審議・決定」では、大会開催に向けて実施する、さまざまな事業に対して、行政、関係団体が持っている専門的な見地からのアイデアやご意見をいただき、会を重ねることで、そのアイデアや思いを事務局と一緒に形にしていきます。

一人でも多くの人に国スポ・障スポに参加してもらい、一人でも多くの人に参加して良かったと思ってもらえるような大会運営を目指します。

《総務企画専門委員会の役割》

常任委員会からの付託・委任事項（抜粋）

総務企画	総務企画
	財務
	広報
	市民運動
	歓迎及び接伴
	他の専門委員会に属さないこと

甲賀市開催推進総合計画に掲げる事項（抜粋）

総務企画	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のスポーツへの関心向上 ・さらなるスポーツ活動の普及・発展の実現 ・将来のまちづくりにつながる大会とする 	} ため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指す ・適正かつ効率的な財務の運営を図る 	
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、積極的に広報活動を展開する 	} ために、心のこもったおもてなしを提供する
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する 	
市民運動	<ul style="list-style-type: none"> ・大会やイベント会場に足を運んでもらう 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に参加する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていく 	
歓迎及び接伴	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を訪れる人を温かく迎える ・本市の魅力に触れてもらう ・「また訪れたい」と感じていただく 	

専門委員会でしていくこと

総務企画	<ul style="list-style-type: none"> ・開催基本方針と開催推進総合計画を踏まえて作成された個別の活動計画の検証、承認
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・協賛の取り扱いについて
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの広報活動は、大会への関心を高め市民活動につなげる活動内容を検討・実施する。

	・ 対外向けの広報活動は、すでにある観光情報等と連携する。
市民運動	・ 足を運ぶ／参加する／盛り上げる ための仕掛けをどうするかを考える。 ・ 足を運ぶ／参加する／盛り上げる ために、参加する人が安全安心して参加できる体制を整える。
歓迎及び接伴	・ 心のこもったおもてなしの内容を考える。 ・ おもてなしの提供者が安全安心して取り組める体制を整え、来訪者が安全安心して来られ滞在できる体制を整える。

《専門委員の選任経過》

- 設立総会及び第1回総会／令和4年5月11日（水）
会則、準備委員・役員を選任、組織、事業計画、予算案等を審議、決定
- 第1回常任委員会／令和4年5月11日（水）
4つの専門委員会の設置を決定
- 委員就任の依頼／令和4年12月28日依頼文発送、令和5年1月27日回答〆切

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
総務企画専門委員会委員名簿

【委員 30名】

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	氏名
産業経済 社会福祉 交流文化	甲賀市商工会	中谷 雅美
	一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会	小山 剛
	信楽町観光協会	奥田 隆次
	甲賀市商工会女性部	寺井 純子
	甲賀市商工会青年部	田嶋 耕治
	水口町区長会	望月 文衛
	甲賀市国際交流協会	山下 由行
	水口青年会議所	竹若 宏紀
	国際ソロプチミスト甲賀	小坂 美代子
	一般社団法人甲賀市社会福祉協議会	林 善彦
	甲賀市身体障害者更生会	岩田 孝之
	甲賀市手をつなぐ育成会	隠岐 傳次
	甲賀農業協同組合	山村 良司
	一般社団法人滋賀県薬業協会	古田 益夫
一般社団法人滋賀県茶業会議所	和田 龍夫	
学 校	甲賀市小学校長会	宝本 正樹
	甲賀市中学校長会	乾 齊司
	甲賀市湖南市高等学校長会	大林 義宜
	甲賀看護専門学校	中尾 裕子
甲賀市	総合政策部政策推進課	宮治 桂太郎
	総合政策部秘書広報課	高畑 秀司
	総合政策部情報政策課	北野 真
	総合政策部市民活動推進課	築島 照和
	健康福祉部障がい福祉課	福田 かおり
	健康福祉部地域共生社会推進課	福永 和也
	産業経済部商工労政課	松下 泰也
	産業経済部観光企画推進課	三鼓 明寛
	教育委員会事務局教育総務課	松村 隆雅
	教育委員会事務局学校教育課	西川 蓉子
こども政策部保育幼稚園課	小西 敦子	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市広報基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に対する市民の関心や参加意欲の高揚を図るため、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画」に基づき、積極的に広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

(1) 大会愛称、スローガン等による広報

両大会を象徴する愛称、スローガン、大会キャラクター「キャッフィー」「チャッフィー」ならびに市内キャラクター「にんじゃえもん」「ぽんぽこちゃん」等の活用及び普及により市民への周知を図る。

- ア 愛称、スローガンの活用及び普及
- イ 大会キャラクターの活用及び普及
- ウ 大会イメージソング等の活用及び普及
- エ にんじゃえもん、ぽんぽこちゃんを両大会PR大使に任命
- オ にんじゃえもん、ぽんぽこちゃんの両大会用デザインの作成、活用及び普及

(2) 印刷物、広報物品等による広報

各種印刷物や広報啓発グッズを作成し、両大会開催を広く周知する。

- ア ポスター、パンフレット、PR 広報誌等の作成
- イ 「広報こうか」や関係機関等の刊行物への掲載
- ウ 広報啓発グッズの作成

(3) メディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ広報的な情報発信に努める。

- ア ホームページ、SNS 等による情報発信
- イ 市の既存の広報番組等の活用
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等による広報

(4) イベントによる広報

啓発イベントを開催するとともに、既存イベントとの連携を図り、効果的な情報発信を行う。

ア 啓発イベントの開催

イ 市、関係機関、関係団体等が開催するイベント等との連携

(5) 工作物等による広報

工作物を作製し、効果的な広報を行う。

ア 懸垂幕、横断幕等の設置

イ 地場産業を活用した、甲賀市らしい工作物の作製

ウ カウントダウンボード等の設置

(6) 大会報告書等による広報

両大会の成果を記録にとどめ、後世に伝えるため、大会報告書等を作成する。

ア 大会報告書の作成

イ 大会記録映像等の制作

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市市民運動基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に対する市民の関心や参加意欲の高揚を図るため、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていくことにより、大会終了後の市民協働のまちづくりの推進につなげる。

2 内容

(1) 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的に参加し、夢や感動、連帯感を共有できる大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ イベントへの参加

(2) 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を、心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいや温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な対応
- イ 歓迎の気持ちを伝える装飾物の作製
- ウ おもてなし料理等のふるまい

(3) 生涯スポーツの推進に結び付く大会

市民が大会をきっかけに、幅広く生涯にわたって「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会づくりとなる大会とする。

- ア デモンストラーションスポーツへの参加
- イ 地域シンボルスポーツであるポッチャをはじめとする各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(4) 甲賀市の魅力を全国に発信する大会

市民が本市の自然・歴史・産業・文化など様々な魅力を再認識し、本市を訪れる人に様々な機会を通して発信する。

ア 本市の魅力の情報発信

イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供

(5) ゼロカーボンシティの実現を目指す、クリーンで快適な大会

ゼロカーボンの視点に立って、環境美化活動等を通じ、クリーンで快適な大会とする。

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

ウ 自家用車の利用自粛や公共交通機関の利用促進

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接伴基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎接伴については、関係機関や団体等の協力を得て、全国から訪れる方々に本市の魅力を広く伝え、再度の来訪につながるよう、心を込めたおもてなしを提供する。

2 内容

（1）案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅等に案内所を設置し、競技会場、交通、観光、物産等の案内及連絡業務等を行う。

（2）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

（3）売店等の設置

大会参加者等の便宜を図るとともに、本市の特産物等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・団体の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

（4）歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するため、競技会場、主要駅、その他必要な場所において歓迎装飾を行う。

（5）接遇意識の高揚

大会参加者等に対し、おもてなしの心で接遇するため、関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

（6）情報の発信・提供

大会参加者が必要とする情報を容易に得られるようにホームページや SNS、パンフレット等の情報発信の推進に努める。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要項（案）

1 目的

この要項は、甲賀市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付及び撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

3 協賛の形態

- (1) 物品協賛
大会運営用物品や歓迎装飾用物品など具体的な物品提供
- (2) 広告協賛
実行委員会が実施する広報活動への支援
- (3) 施設協賛
企業等が所有する施設などの提供、貸与による支援
- (4) その他協賛
その他、実行委員会が認めるもの

4 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に反するもの、公序良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動にあたりと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないと認められるもの

5 協賛の表示

協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。

6 謝意の表明

実行委員会は、協賛物品等の提供を受け入れたときは、協賛者に対し感謝状等を贈呈することができる。また、状況に応じて、ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、両大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。

協 賛 申 込 書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会 会長 あて

申込人 住所
名称
代表者氏名 (印)

甲賀市で開催される第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協 賛 物 品 等	品目	
	規格	
	単価	
	数量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年 月 日	

《個人協賛者は、次の項目にチェックをお願いします。》

○「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要項」および「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

同意する

○氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

【担当者連絡先】

所属名

氏名

電話番号

E-Mail

様式第2号

協 賛 受 領 書

令和 年 月 日

住所
氏名

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会
会長

甲賀市で開催される第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨へのご賛同に基づき、下記のとおり協賛物品等を受領しました。

記

協 賛 物 品 等	品目	
	規格	
	単価	
	数量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受 領 年 月 日	年 月 日	
参 考 事 項		

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要項（以下、「取扱要項」という。）第5項および第6項の規定に基づき、協賛の表示および協賛の謝意について必要な事項を定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額(相当額)	謝意表明		贈呈者
企業・法人・団体	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	30万円未満	礼状	郵送	—
個人	5万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	5万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額(相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称を使用したフレーズ
企業・法人・団体	10万円以上	協賛者バナー貼付 写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名記載	使用可
	10万円未満	協賛者名掲載			
個人	5万円以上	写真及び記事掲載			
	5万円未満	協賛者名掲載			

4 備考

(1) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難な場合は、別途協議の上、決定する。

(2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認の上、実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、または個別に実施する。

(3) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。

(4) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品とする。

(5) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会が内容確認した上で使用することとする。

《例》

〇〇〇は、
第79回国民スポーツ大会
第24回全国障害者スポーツ大会
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

甲賀市開催
競技を応援しています。
の協賛企業です。
□□競技会を応援しています。
□□競技会の協賛企業です。

別紙

個人協賛にあたっての確認書

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要項（以下、「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容をあらかじめご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いします。

1 個人情報の取扱い

（1）「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要です。

（2）氏名の公表に同意した場合、協賛物品ならびに実行委員会ホームページ等に個人の氏名を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議の上、決定します。

（3）実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てしないものとします。

（1）個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等の構成員ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。

（2）反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

第77回国民体育大会 いちご一会とちぎ国体視察写真(総務企画)

市内装飾(佐野駅階段)



市内装飾(栃木市内)



市内装飾(宇都宮駅)



市内装飾(宇都宮駅ロータリー)



市内装飾(小山駅連絡通路)



市内装飾(小山駅連絡通路)



市内装飾(那須塩原市役所西那須野支所)



会場内応援装飾(都道府県応援のぼり旗)



会場内応援装飾(花いっぱい運動)



会場内応援装飾(都道府県応援のぼり旗)



ふるまい



ふるまい



ふるまい(地域特産品のふるまい)



ふるまい(地域特産品のふるまい)



無料ドリンクコーナー



ふるまい(来賓へ地域のお菓子の提供)



ふるまい(地元自治会によるふるまい)



ふるまい(障スポ)



カウントダウンボード(栃木市観光案内所内)



カウントダウンボード(宇都宮駅)



売店



売店(地域の店舗の出店)



売店(地域の飲食店の出店)



売店(大会グッズ販売)



売店(障スポ 大会グッズ販売)



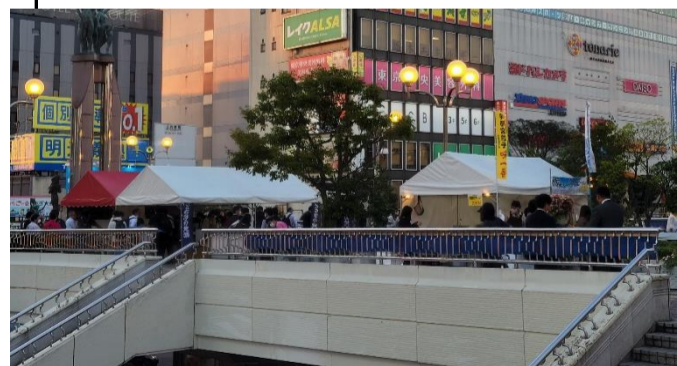
売店(障スポ 福祉作業所出店)



関連イベント(ジャズのまち宇都宮 ジャズフェス)



関連イベント(飲食イベント)



学校観戦(小学生)



学校観戦(中学生)



受付(検温)



総合案内所(宇都宮駅総合案内所)



案内所(宇都宮駅)



総合案内所(宇都宮市内 会場最寄駅)



総合案内所(宇都宮市内 会場最寄駅)



識別用品(小山市は独自で作成)



識別用品(小山市は独自で作成)



(參考資料)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

甲賀市開催基本方針

1 基本方針

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポでは、市民、各種関係機関・団体、行政が協働で大会運営を行い、全国から本市を訪れる人々を「おもてなしの心」を持ってお迎えし、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会を契機に、市民のスポーツへの関心を高め、より一層スポーツ活動の普及・発展に寄与するとともに、本市の恵まれた自然や歴史・産業・文化といった地域資源を全国に広く紹介する絶好の機会ととらえ、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」の更なる推進を図ります。

2 実施目標

(1) スポーツで甲賀を元気にする大会

市民のライフスタイルに応じた「する」「みる」「支える」という多様なスポーツの関わり方を通して、生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとなる大会を目指します。

(2) 市民協働・総参加でつくる大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるような情報発信や啓発活動を積極的に行い、市民総参加のもと、県・市・関係団体等と緊密に連携し、大会の成功を目指します。

(3) 甲賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性による大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図ることで、子ども・若者の育成やスポーツを通じた女性活動の推進につなげます。

(4) みんながともに支え合う甲賀を目指す大会

障がいの有無や特性などにかかわらず、互いに尊重し、支え合いながら、誰もが健康で生き生きと暮らせる社会づくりにつながる大会を目指します。

(5) 甲賀の魅力を発信し、地域活性化につなげる大会

自然、歴史、文化など甲賀の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、「おもてなしの心」を持って選手・関係者等を温かくお迎えすることで本市を訪れる方々に心から満足していただき、地域活性化に結び付く大会を目指します。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

甲賀市開催推進総合計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）の成功に向け、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、甲賀市民の総力を結集して準備を進めるとともに、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」につながる大会の実現のため、甲賀市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心向上、さらなるスポーツ活動の普及・発展の実現と、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、積極的に広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていく。

(5) 歓迎・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、自然・歴史・産業・文化など本市の魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備

を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

両大会にかかわる全ての方々の健康を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携する。

さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県、競技団体、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会

会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。

3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。

4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に あなたも仲間
いろどる山河と 生きいき文化
こぼれる笑顔に 応える安心
うみだす活力 受けつぐ伝統
かがやく未来に 鹿深の夢を

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局
(甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL : 0748-69-2253 FAX : 0748-69-2293

E-MAIL : koka30107600@city.koka.lg.jp

